

小野市市制施行 70 周年記念要覧・記念映像作成業務委託仕様書

1. 業務名

小野市市制施行 70 周年記念要覧・記念映像作成業務

2. 業務目的

令和 6 年 12 月 1 日に市制 70 周年を迎えるにあたり、小野市のこれまでの歩みや魅力・特徴、市政及び市勢などをわかりやすく伝え、かつ、小野市のブランドコンセプトを市内外に効果的に発信できる記念要覧や記念映像を作成することで、先人の努力や功績に感謝するとともに、市民の「愛着」と「誇り」の醸成を図り、さらには未来に向け、活力ある新たな小野市のスタートとする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 12 月 27 日（金）まで

4. 履行場所

小野市内

5. 業務内容

〔1〕記念要覧作成

小野市のこれまでの歩みや魅力、特徴、市政及び市勢などをわかりやすく伝えるものとし、記念式典終了後も市勢要覧として活用可能なものとする。

〈内容のイメージ・仕様〉

- 年間を通じた市の四季の風景やイベント等の様子を内容に含めること。
- 小野市の観光・文化や特産物、暮らしやすさ等の魅力・特長を紹介すること。
- 小野市総合ビジョン等を軸に、わかりやすく主要事業を紹介すること。
- 市制施行以降の 70 年間の歩みを内容に含めること。
- 小野市市勢要覧として活用できるよう、市政・市勢の情報を含めること。
- 市制 70 周年テーマとして「(仮) 笑顔咲く 輝く未来へ」を設定する予定であり、当該イメージに沿った内容とすること。

〈成果品及び納期〉

(1) 成果品

ア 冊子 1,000 部 (A4 版、表紙・裏表紙込 20 ページ程度、フルカラー)

イ 電子データ (HTML 及び PDF 形式)

(2) 納 期

期限：令和 6 年 10 月 31 日（木）※成果品が完成後、随時納品すること。

(3) 納品方法

電子データは、小野市が指定する大容量ファイル交換システムまたはインターネットメールにより納品すること。ただし、最終データについては、

CD-R を 1 枚提出すること。

(4) 納品場所

小野市総合政策部企画政策グループ (〒675-1380 小野市中島町 531 番地)

〔2〕 記念映像作成

誕生から現在までの 70 年の歴史や発展を遂げてきた小野市の歩み、これから先の未来を描き、新たな小野市のスタートをイメージする動画を制作するものとする。

〈内容のイメージ・仕様〉

- 動画は次の時間・本数・作成イメージのとおり制作すること。

動画時間・本数	内容のイメージ・動画の使用想定
(1) 5～7 分程度…1 本 (過去から未来へ)	<ul style="list-style-type: none">・主に小野市の歩みに焦点を当て、過去を振り返りながら、未来に向けて進んでいくポジティブで希望ある様子を表現した動画とすること。・市の広報紙や、市が所有する過去の写真、動画を効果的に使用して、70 年の軌跡を分かりやすく振り返ることのできる動画 (静止画の組み合わせ可) とすること。・令和 6 年 12 月に開催する記念式典のオープニングにふさわしい内容の動画とすること。
(2) 3 分程度…1 本 (現在から未来へ)	<ul style="list-style-type: none">・市の魅力やブランド価値を高める内容とし、市内外に効果的に発信し、浸透させるための動画を制作すること。・小野市が未来に向けて進んでいくポジティブで希望ある様子を表現した動画とすること・既存の枠にとらわれず斬新で話題性を持たせ、視聴者を惹きつけることができる動画とすること。
(3) 30 秒～1 分…2 本 (ダイジェスト版)	<ul style="list-style-type: none">・(1) 及び(2) について、ダイジェスト版としてそれぞれ 30 秒～1 分程度に再編集した動画を作成すること。

〈動画の条件〉

- 画面縦横比は 16 : 9 とし、映像解像度はフルハイビジョン形式以上とする。
- 各動画は、記念式典終了後も小野市の魅力を伝えるプロモーション動画として活用できる内容とし、YouTube や SNS にアップロード可能な形式とすること。
- ドローン等の空撮映像を取り入れるほか、CG 等のデジタル技術や BGM、ナレーション等を効果的に活用するなど、視聴者が飽きることなく最後まで視聴することが可能な、メリハリのある動画を制作すること。
- 市民の参加など、本市の魅力を最大限に感じられるような動画とすること。
- 市制 70 周年テーマとして「(仮) 笑顔咲く 輝く未来へ」を設定する予定であり、当該イメージに沿った内容とすること。
- 音声が入る場面では字幕を付すバージョンを制作すること。
- 小野市が制作したことを認識できるようにすること。

〈成果品及び納期〉

(1) 成果品

ア DVD・Blu-ray 各 5 枚 収納用のパッケージを作成すること。

イ 動画データ

(2) 納 期

期限：令和 6 年 10 月 31 日（木） ※成果品が完成後、随時納品すること。

なお、成果品の試写を納品の概ね 2 週間前に行うものとする。ただし、小野市との協議によりその他の手段による内容確認も可とする。

(3) 納品方法

発注者が指定する大容量ファイル交換システムまたはインターネットメールにより納品すること。ただし、最終データについては、電子データを記録した DVD-R、Blu-ray 又は CD-R により提出すること。

(4) 納品場所

小野市総合政策部企画政策グループ（〒675-1380 小野市中島町 531 番地）

6. 業務完了報告

契約書に基づく年度ごとの業務について、年度ごとに完了報告書を作成の上、成果品と共に提出すること。

(1) 完了報告書（A4 規格で作成）

- ・業務実施報告書（作業工程表を含む）
- ・協議、打合せ会の議事録
- ・その他必要となる資料

7. 契約等に関する条件等

〔1〕業務の実施体制

ア 受託者は、業務全体を把握する管理技術者を置き、小野市との事務連絡体制を確立すること。

イ 撮影に必要なスタッフ、出演者、機材車両及び消耗品等の手配及び管理の一切を受託者が行うこと。また、撮影にあたり必要となる関係者及び関係場所の撮影許可取得及び日程調整等、撮影に必要な手続きの一切は、小野市と受託者で協議の上、受託者が行うこと。

ウ 受託者は、管理者以外が所管する業務については、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。その場合は、あらかじめ書面により小野市の承諾を得なければならない。

〔2〕写真・動画素材の提供

受託業務の遂行にあたり、小野市が所有する写真・動画については、必要に応じて小野市が提供する。

〔3〕成果品の利用及び著作権

ア 本業務の成果品は、利用及び複製、再編集は小野市において自由に行うことが

できるものとし、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は小野市に帰属するものとする。受託者は、受託者の責任において適切に権利の処理を行うこと。また、本業務の成果品の作成に関して取得した著作権者人格権については、利用及び複製、再編集したものを含め、小野市に対して行使しないものとする。

- イ 本業務の成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権等の権利関係の処理については、受託者が行うこととし、その費用は委託料に含むものとする。出演者や協力者などの肖像権に係る調整は受託者が行い、各種イベントでの活用や、市ホームページ、YouTube、SNS など他の媒体で配信することの同意を得ること。
- ウ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、小野市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と費用負担により解決するものとし、小野市に損害が生じた場合にはその損害を賠償すること。

〔4〕機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱うこととし、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

〔5〕個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、契約書に記載する「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8. その他

- (1) 受託者は、受託する業務が公共サービスであることを十分認識し、当該業務に関連する法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、契約書及び仕様書に基づき、常に小野市と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (3) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (4) 委託料については、契約書に基づく年度ごとに委託業務が完了し、検査に合格した後に支払うものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。

9. 問い合わせ先

小野市総合政策部企画政策グループ

住 所：小野市中島町 531 番地

電 話：0794-63-1404（直通）／ FAX：0794-63-6600

E-mail：kikakuseisaku@city.ono.hyogo.jp